

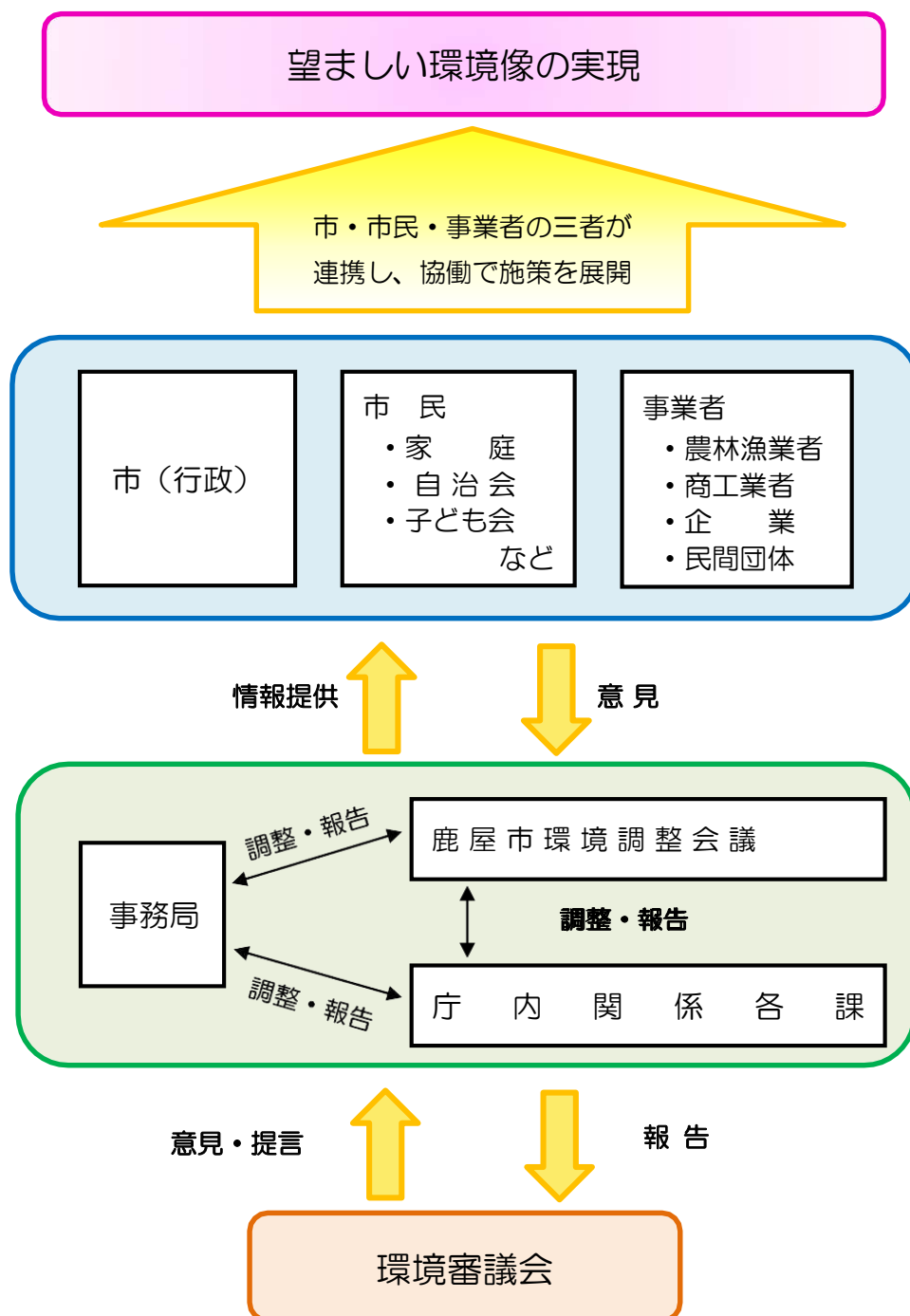
第 5 章 環境基本計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画は市政の広範な分野にわたるため、市役所の関係部署の緊密な連携や円滑な施策の実施を目的として庁内に設置されている「鹿屋市環境調整会議」において、計画の全庁的な推進を図ります。

また、本計画に示す理念の実現のためには全市的な取り組みが必要であり、各主体が連携し、協働で計画の目標達成に向けた取り組みを進めます。併せて、環境審議会の意見や提言も施策に反映させていきます。

＜推進体制＞



第2節 計画の検証方法

1 計画目標年度における目標達成評価

本計画では、令和 11（2029）度を目標年度として、5 分野（生活環境、自然環境、循環型社会、地球環境、環境学習）に係る計画目標を定めています。

この目標の達成状況から本計画の進捗状況の確認を行い、その結果をもとに令和 6（2024）年度（中間年度）に目標値や施策の見直しを行いました。

2 鹿屋市環境審議会による評価

鹿屋市環境審議会において、本計画で定めた施策の実施状況などについて定期的に報告するものとします。

第3節 計画の進捗管理

施策の効果及び目標の達成度については、環境指標を基に評価検証を実施し、必要に応じて関係機関との連携強化や計画の見直し・修正などを行います。

また、計画の推進にあたっては、次のような環境マネジメントシステムの基本的な考え方を取り入れ、計画（Plan）、実行・運用（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）を繰り返し行う「PDCA サイクル」により管理し、環境の継続的な保全の取り組みに努めます。

